国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

国民健康保険は、国民皆保険制度の重要な柱を担っている制度です。しかし、重くのしかかる国保科(税)は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用者の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっています。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置等として、全国知事会等との協議の結果、毎年約3400億円の財政支援を行っています。国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3400億円の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されています。

国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、他の健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告しています。しかし、1984年の国民健康保険法改正によって、国庫負担率が引き下げられてしまいました。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、子どもにも保険料が賦課されています。そのため、子育て世帯にとって重い負担となっています。子どもに係る均等割は子育て支援の逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、未就学の子供の均等割の減免の実施が始まっていますが、さらなる拡充支援が必要です。

国民健康保険は他の健康保険と比べると低所得者の割合が多く、また、今後も被保険者の減少が見込まれている一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担に大きな格差があることは社会の公平・公正を欠くものになってしまいます。国民健康保険の安定的かつ持続的運営ができるよう、国保財政基盤の拡充・強化を図るための国庫負担割合の引上げ等が必要です。

よって、政府においては国民健康保険財政への国庫負担の増額を行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年10月29日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣